

18歳からの消費者トラブルにご注意を

~大人の仲間入りをしたあなたへ~

4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。成年に達すると、自分の 意志で契約ができるようになります。一方で、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合 に、契約を取り消すことができる未成年者取消権は、行使できなくなります。

若者は、契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の重みや内容をよく理解していないことがあります。そこに付け込み、成年に達したばかりの若者をねらう悪質な事業者もいるので注意しましょう。ご相談は、消費生活センター 面485-0559へ。

春は、就職や入学など新しい生活が始まる 季節です。慣れない新生活の中で、消費者ト ラブルに巻き込まれないために注意すべきこ とをまとめました。

若者をターゲットとした 悪質な勧誘にご注意を

若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの知り合いなどから連絡があり、カフェなどで「楽して稼ぎたくない?」、「もうかっているよ」などと言われ、学生ローンで借金をして契約させる連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)の消費者トラブルが発生しています。

親しい人からの誘いだからと安易に出掛け

て行くと、見知らぬ事業者 を紹介され、断りづらい状 況に。何の話なのかきちん と確認し、不要なときはは っきりと断りましょう。



「必ずもうかる」、「楽して稼げる」 ことはありません

悪質事業者は「ビジネススクールで学べば 必ずもうかる」、「簡単に稼げる」などと甘い 話をしてきます。

「必ずもうかる」ということはありません。 はっきり断りましょう。断っているのに、しつ こく勧誘することは法律で禁止されています。

「内緒」と「借金して契約」 には要注意

悪質事業者は「親や周りには内緒に」と言って契約させようとします。特に高額な場合、親などに必ず相談をしましょう。

「お金がない」と断っても、紹介した友人が「このビジネスのもうけで借金は返せる。 パソコン買うって言えば平気だよ」などと目的を偽って、クレジットカードでの支払いや消費者金融で借りるよう勧めてきます。

こうしたときは、特に要注意。ただちに断 りましょう。

友人を紹介すると関係が壊れます

あなたが、紹介料を得るために別の友人を 紹介すると、大切な友人関係が壊れてしまい ます。また、新たな消費者被害が発生してし まいます。

「美」と「金」の消費者トラブルにご注意

「美しくなること」と「お金もうけ」の2 つが、若者が巻き込まれやすいキーワードで す。若者の消費生活相談の傾向をみると、脱 毛エステやプチ整形といった美容サービスの 消費者トラブルが多く見られます。

また、情報商材や暗号資産(仮想通貨)、マルチ商法などのお金もうけの消費者トラブルは、インターネットや SNS をきっかけに巻き込まれるケースが多く見られます。

相談事例

●脱毛エステ

- 広告を見てお試しのつもりで店舗に行ったが、高額な契約をしてしまった。
- 契約していたサロンが破産した

●内職・副業・もうけ話

• SNS 広告をきっかけに副業サイトに登録 したが、もうからないので返金して欲しい

●美容医療サービス

・無料の体験施術の後に高額のコースを勧誘 されて契約してしまった が、支払いが不安なため

4

二重まぶたの手術後、1 カー 週間経っても腫れが引かるい

●健康食品

解約したい

サプリメントをお試しの つもりで注文したとこ ろ、定期購入だった



トラブルに遭わないためには

消費者トラブルに遭わないように、事前に どんな事例があるか知っておきましょう。消 費者庁では、公式 Twitter や公式 LINE で 最新の情報を発信しています。

(1) 広告や勧誘の文言をうのみにしない

「お試し価格」や「すぐにもうかる」など、安さや気軽さ、メリットのみを強調する SNS 広告や動画サイトをうのみにしないようにしましょう。

(2) 契約は慎重に検討する

契約する商品・役務などによっては、長期間の契約で支払総額が大きくなる場合もあります。契約時には、内容、契約期間、支払総額をしっかり確認し、納得したうえで契約しましょう。事前にスクリーンショットで保存したり、規約をよく確認することが大切です。(3) クーリング・オフや契約の取消しがで

書面またはメールなどによりクーリング・オフができる場合があります。また、「うそを言われた」、「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」といった場合に、締結した契約を後から取り消すことができます。

18歳になったらできること

●一人で契約ができる

きる場合があります

- スマートフォンを契約する
- アパートを借りる
- クレジットカードを作る
- ローンを組んで車を購入する など
- ●10年有効のパスポートが取得できる

18歳になってもできないこと (20歳にならないとできないこと)

●飲酒 ●喫煙

●競馬や競輪などの公営ギャンブル

広告

[5.2.15]